

岡崎中央総合公園
運動広場基本使用料金表

2026.4.1～

(円)

区分			金額							
			早朝	午前	午後	夜間	全日	延長時間		
			6時30分～ 8時30分	9時～12時	13時～ 16時30分	17時30分～ 21時	9時～21時	16時30分～ 17時	21時を超え る30分につ き	
ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	入場料金を 徴収しない 場合	全部を利用す る場合	平日	1,900	2,860	3,360	3,360	9,580	460	460
			土曜日、日曜日及び祝日	2,380	3,660	4,300	4,300	12,260	630	630
		2分の1の 面積を利用す る場合	平日	960	1,440	1,750	1,750	4,940	300	300
			土曜日、日曜日及び祝日	1,270	1,900	2,230	2,230	6,360	310	310
	入場料金を 徴収する場 合	営利を 目的としない とき	平日	5,700	8,580	10,080	10,080	28,740	1,380	1,380
			土曜日、日曜日及び祝日	7,140	10,980	12,900	12,900	36,780	1,890	1,890
		営利を 目的とすると き	平日	17,100	25,740	30,240	30,240	86,220	4,140	4,140
			土曜日、日曜日及び祝日	21,420	32,940	38,700	38,700	110,340	5,670	5,670
そ の 他 の 場 合	入場料金を徴収しない場合		平日	1,900	2,860	3,360	3,360	9,580	460	460
			土曜日、日曜日及び祝日	2,380	3,660	4,300	4,300	12,260	630	630
	入場料金を 徴収する場 合	営利を 目的としない とき	平日	8,620	12,960	15,190	15,190	43,340	2,230	2,230
			土曜日、日曜日及び祝日	10,870	16,650	19,530	19,530	55,710	2,860	2,860
		営利を 目的とすると き	平日	25,930	38,910	45,640	45,640	130,190	6,540	6,540
			土曜日、日曜日及び祝日	32,670	49,960	58,620	58,620	167,200	8,470	8,470

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料に類するものをいう。
2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を用いる。
3 「早朝」、「午前」、「午後」、「夜間」又は「全日」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」、「午前」及び「午後」、「午後」及び「夜間」又は「早朝」及び「全日」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「16時30分～17時」の延長時間の額に係る規定は適用しない。

※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び下記に掲げるとおりとする。
ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。
(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。
(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額。

運動広場附属設備使用料金表

(円)

区分		金額	
放送設備	一式	1,570	
照明設備	全点灯	1時間につき	3,180
		1時間を超える30分につき	1,590
	2分の1点灯	1時間につき	1,590
		1時間を超える30分につき	790
テント	1張	460	
机	1個	70	
椅子	1脚	30	
シャワー設備	1回につき	200	
ロッカー	1回につき	100	
電源	1kw	300	
サッカー器具	1面	460	
ソフトボール器具	1面	460	
手動式得点掲示器	1個	70	

備考 1 この表における附属設備使用料の額は、時間を単位とするものを除き運動広場基本使用料金表の金額欄に掲げる「早朝」、「午前」、「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位による額とする。
2 「早朝」、「午前」、「午後」又は「夜間」の単位を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。